注2 いかなる市場アクセス及び内国民待遇に係る制限も、日本国の法律の約束に基づく専修学校及び各種学校教育機関、専修学校における単位及び各種学校における単位若しくは学位その他の資格の承認についての適用証明書の発給に関する制限は、この特定の約束に含まれるものと解してはならない。	D　成人教育サービス（注1） （CPC九二四）（注2）	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。
	E　その他の教育サービス（注1） （CPC九二九）（注2）	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。
注1 いかなる市場アクセス及び内国民待遇に係る制限も、日本国の法律に基づく学校教育の各種学校、専修学校及び各種学校における単位若しくは学位その他の資格の承認についての適用証明書の発給に関する制限は、この特定の約束に含まれるものと解してはならない。 注2 学校教育機関は、学校教育を提供するとともに、学校教育以外の教育サービスを提供することができる。「専修学校」は、専修学校教育以外の教育サービスのみを提供する学校法人が設置する専修学校及び各種学校法人が設置する専修学校及び各種学校をいう。	6　環境サービス A　汚水サービス （CPC九四〇一）	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。
	B　廃棄物処理サービス （CPC九四〇二）	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。
	C　衛生サービス及びこれに類似するサービス （CPC九四〇三）	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。

	D　その他 排気ガス処理サービス（CPC九四〇四）	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。
	騒音除去サービス（CPC九四〇五）	
	自然及び景観の保護サービス（CPC九四〇六）	
	その他の環境保護サービス（CPC九四〇九）	
7　金融サービス この特定の約束に係る表の適用上、サービス貿易一般協定の日本国の約束表（世界貿易機関文書GATS／SC／四六／補足三）に含まれる「金融サービスに係る約束に関する了解」（以下「了解」という。）は、この特定の約束に係る表に含まれ、かつ、その一部を構成するものとする。 日本国は、第七章、附属書四及び了解の規定に従い、金融サービスに関して特定の約束を行う。 日本国は、附属書四第二節1の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。「日本国の関係法に定める有価証券を取り扱うこと」は、当該関係法に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。 金融サービスの分野に係る特定の約束に関し、サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなくベトナム国内で日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、第五十八条(u)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。
	A　保険及び保険関連のサービス	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。
第五十八条(u)(i)及び(ii)に規定する市場アクセスの約束に関しては、3及び4に記載するそれぞれの特定の約束に係る制限につき、了解のBの3及び4の規定に基づき、この附属書四の規定にかかわらず、第六十一条から第六十四条まで及び第六十六条から第六十九条までの規定に基づく義務を除くほか、追加的な義務を負うことを約束しない。了解のBの3及び4の規定については、次の条件及び制限に従う。	(1)　次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任については、保険契約に係る保険契約に関する原則として業務上の拠点が必要である。 (a)　日本国内で運送される貨物	
	(b)　国際海上運送に使用されない日本国の船籍の船舶	
	(2)　次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任については、保険契約に係る保険契約に関する原則として業務上の拠点が必要である。 日本国において保険仲介サービスを行う場合には、業務上の拠点が必要である。	
	(a)　日本国内で運送される貨物	(2)　制限しない。